

# 共済組合「総合保険」退職後の取扱いについて

## 退職後も70歳まで継続可能!

「退職後継続加入に係る登録書」を提出いただければ、現職時と同内容で退職後も継続することができます。保険料は口座振替での支払いとなります。

在職中		退職	退職後	
			69歳	70歳
<b>万一の場合</b> (死亡・高度障害・障害状態 (障害年金1級))に備えて <small>※障害保険金については基本共済Ⅱにご加入の場合のみ対象になります。                      ※障害保険金は本人のみ64歳までが保障の対象となります。</small>	基本共済Ⅰ	退職後70歳まで継続可能	配当あり	
	基本共済Ⅱ	基本共済Ⅰ加入で 退職後70歳まで継続可能	配当あり	
三大疾病に備えて	特定疾病給付	基本共済Ⅰ加入で 退職後70歳まで継続可能		
入院・手術等の 費用に備えて	医療給付(基本型) 医療給付Ⅰ	基本共済Ⅰ加入で 退職後69歳まで継続可能	配当あり	
	医療給付(基本型) 医療給付Ⅱ	基本共済Ⅰ加入かつ医療給付Ⅰ加入で 退職後69歳まで継続可能		
	医療給付(基本型) 医療給付Ⅲ	基本共済Ⅰ加入で 退職後70歳まで継続可能		
	医療給付(先進型)	基本共済Ⅰ加入で 退職後69歳まで継続可能		
傷害・賠償 責任に備えて	傷害給付	基本共済Ⅰ加入で 退職後70歳まで継続可能		
休職に備えて	療養給付 所得補償保険			

基本共済Ⅰについて  
※基本共済Ⅰの66歳以上の継続は死亡・高度障害保険金の上限が1,000万円となります。  
 基本共済Ⅱについて  
※基本共済Ⅱの61歳以上の継続は死亡・高度障害保険金の上限が1,000万円、66歳以上の継続は500万円となります。  
 療養給付・所得補償保険について  
※療養給付・所得補償保険については、退職をもって自動脱退となります。  
 継続上限年齢後の取扱いについて  
※退職後に継続上限年齢が満了した場合は、基本共済Ⅰ・基本共済Ⅱは一時払退職後終身保険(終身)か年払退職後プラン(80歳満了)、特定疾病給付は退職後特定疾病給付(80歳満了)、医療給付(基本型)医療給付Ⅰは退職後医療給付Ⅰ(80歳満了)、医療給付(基本型)医療給付Ⅲは退職後医療給付Ⅲ(80歳満了)に加入することができます。  
 配当について  
※基本共済Ⅰ、基本共済Ⅱおよび医療給付(基本型)医療給付Ⅰは1年毎に収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みになっております。配当率はお支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。特定疾病給付、医療給付(基本型)医療給付Ⅱ、医療給付(基本型)医療給付Ⅲ、医療給付(先進型)、傷害給付については配当金はありません。  
 ※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

※毎月の保険料に加えて事務手数料308円が必要となります。

### 【今後のスケジュール】

平成30年					
1月下旬～	3月1日(木)	3月初旬	4月23日(月)	6月頃	10月下旬
退職予定の方で更新時に未提出の方は順次、担当所属より「退職後継続加入に係る登録書」をご案内します。	更新日	「退職後継続加入に係る登録書」提出締切日	4、5月保険料口座振替日 ※以後毎月22日が口座振替日となります。	配当金還付	平成30年度更新書類送付(予定)年末調整資料送付

●お問合せ先 【事務取扱】有限会社 滋賀共済サービス TEL 077-525-5744

制度内容等詳細についてはパンフレットを参照ください。  
 MY-A-17-LF-007939 MYG-A-17-LF-796